

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	① 消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズおよび警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	① 消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	① ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ② 補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	① ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ② 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	① ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ② ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ② ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③ 移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	① 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ② 発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	① 感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ② 発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	① 感知器 → 10個以下 ② 受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③ 発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	① 検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	① 検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具 （金属製避難はしご （固定式ののものに限る。））（救助袋） （緩降機）	該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
漏電火災警報器	該当なし	① 受信機・変流器・音響装置同一警戒区域内に限る。	① すべての構成部品
非常警報設備	① 起動装置・音響装置・表示灯 → 既設と同種類のもの ② スピーカー → 10個以下	① 起動装置・音響装置・表示灯同一警戒区域内に限る。 ② スピーカー → 10個以下で放送区域の変更がない場合に限る。	① 起動装置・音響装置・表示灯 ② スピーカー → 10個以下 ③ その他の構成部品
避難器具（固定式金属製避難はしご、救助袋および緩降機を除く。）	該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階で、設置時と同じ施工方法による移設に限る。	① 本体・取付金具設置時と同じ施工方法による取替えに限る ② その他の構成部品
誘導灯・誘導標識	① 本体・取付金具 → 5 個以下	① 本体・取付金具 → 5 個以下で、同一歩行距離内に限る。	① 本体・取付金具 → 5 個以下
消防用水	該当なし	該当なし	該当なし
排煙設備	① 起動装置・吸煙口・ダンパー → 既設と同種類のもので、同一室内に増設する場合に限る。	① 全ての構成部品 → 同一室内で、機器の機能等に影響を及ぼさないもの	① 全ての構成部品
連結散水設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの5 個以下の増設で、散水障害がない場合に限る。	① ヘッド → 5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。	① 選択弁・送水口を除く構成部品
連結送水管	① 放水用器具格納箱 → 2 基以下	① 放水用器具格納箱 → 同一の警戒範囲内に限る	① 加圧送水装置・圧力調整弁・送水口を除く構成部品
非常コンセント設備	該当なし	① 保護箱 → 同一の警戒範囲内に限る	① 全ての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	該当なし

※消防法施行規則第 31 条の 3 第 4 項の規定による検査済証を交付しない場合に限り、着工届を要しないことができます。

※詳細については、管轄消防署と協議を行ってください。